

糸魚川市立青海小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

青海小学校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的方針

(1)いじめに対する基本的な考え方

①いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第 2 条より）

②基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

③いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④学校の責務

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2)いじめ防止等のための取組方針

①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1)基本となる取組

①いじめの未然防止のための取組

ア学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ教育活動全体をととして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係形成能力を高める。

ウ道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

エ児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。

オいじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

②いじめの早期発見のための措置

アいじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象のいじめアンケート調査「心の健康チェック」（4 月、8 月、1 月）

- ・児童対象の「学校生活調査」（教育相談前）（5 月、7 月、11 月、2 月）

※「心の健康チェック」「学校生活調査」は、いじめがないものも含めて、児童が卒業するまで厳重に保管する。（市教委からの通知）保管場所：金庫隣のスチール棚

- ・保護者対象のアンケート調査（学級担任が窓口となり、随時相談を受け付ける体制をこれに変える。）

	4月	5月	6月	7月	8月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
心の健康 チェック	○ 1 年 生以外				○				○		
学校生活 アンケート		○		○		○				○	
Q U			○				○				
教育相談			○				○			○	

いじめ相談体制

- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置（学級担任）と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

①設置の目的

法第 22 条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ対策委員会」を設置する。

②構成員

構成員は、校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

③役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を取るなど組織的に対応するための中核となる。

④取組

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること
- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・会議はいじめに発展しそうな時、いじめが発生した時、緊急に開催する。

(3)いじめ発生時の措置

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ②当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力をはぐくむ指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。
- ⑥いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。
- ⑧その他の児童に対して、学級指導、全校集会等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

(4)いじめの報告・指導の基本的な流れ

①担任から生活指導主任へ、そして管理職へ報告する。

※担任、生活指導主任、管理職で当面の対応について打ち合わせ

②生活指導主任、担任、教頭等が被害児童と加害児童、報告児童等に聞き取りを行う。

※聞き取りと指導は別にする。

③生活指導主任、担任、教頭等が聞き取り内容を照合し、事実関係の把握を行う。

・場合によっては更なる聞き取りが必要な場合もある。

④生活指導主任、教頭が、把握した事実関係を校長に報告する。

★この段階で管理職から市教委に報告 **(第1報)**

➡⑤校長の指示でいじめ対策委員会開催（必要に応じて分掌で決まっている職員に他の職員が加わる）

○協議事項

- ・把握している事実関係の報告
- ・被害児童、加害児童へのケアと指導の分担
(例えば担任、養護教諭、教頭等)
- ・被害児童保護者への報告、謝罪
- ・加害児童保護者への報告、助言
- ・学級への指導、全校への指導
- ・保護者への説明、啓発

★管理職から市教委に報告 **(第2報)**

⑥担任、養護教諭が被害児童の状況の見とりと心のケアに当たる。

⑦教頭、担任が、加害児童の状況の見とりと指導を実施する。

⑧ここまでの状況と対応について、生活指導主任が管理職に報告・協議する。

・必要なら⑤へ戻る

⑨教頭と担任…被害児童の家庭訪問。保護者へ事実関係の報告と謝罪をする。

…加害児童の家庭訪問。保護者へ事実関係の報告と助言をする。

⑩★教頭はここまでの状況を市教委に報告 **(第3報)** **ここまでを当日中にたどり着く**

⑪土日開けの月曜日、もしくは翌日 いじめ対策委員会を開催する。

○協議事項

- ・学級、全校での再発防止の指導について
- ・保護者会等での説明、再発防止の啓発について

⑫校長は、学校だよりで再発防止の記事を掲載する。

⑬いじめ対策委員会

○協議事項

- ・事後指導とケア
- ・校内指導体制の見直し
- ・いじめの経過報告 **(続報)**

<留意点>

- ・校長が1日県外出張で不在の場合は、教頭が校長に代わって指揮に当たり、校長と随時連絡を取る。
- ・体操着の長ズボンを下ろしたが、短パンは下りず、下着は見えなかった場合でも、ズボンおろしという重大な人権侵害行動という点では同じ。この場合も上記と同じ対応でよい。

3 重大事態への対応

(1)重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2)重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合の対応

ア「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウいじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ調査結果を市教育委員会に報告する。

オ市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3)その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。

4 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童（生徒）対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童理解研修 ○児童の情報交換 ○いじめ対策委員会の開催（必要があれば随時）	○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○心の健康チェック ○あいさつ運動（6年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○あいさつ運動（通年） ○PTA活動の充実（通年） ○広報活動
5	○児童の情報交換	○ファミリー遠足 ○運動会（社会性育成の視点） ○学校生活アンケート ○ファミリーデー	○広報活動
6	○児童理解研修 ○児童の情報交換	○Q U 検査 ○人権月間（集会） ○教育相談 ○ファミリーデー	○学校評価保護者アンケート ○広報活動
7	○学校評価（前期） ○児童の情報交換	○親善水泳大会 ○学校生活アンケート ○1学期の振り返り ○あいさつ運動（3年） ○ファミリーデー	○保護者懇談会 ○学校評議委員会 ○広報活動
8	○児童の情報交換 ○生徒指導研修 ○特別支援校内委員会	○家庭・地域での活動の充実 ○心の健康チェック	○家庭・地域での健全育成 ○広報活動
9	○児童理解研修 ○児童の情報交換	○親善陸上大会 ○マラソン大会 ○あいさつ運動（4年） ○ファミリーデー	○あいさつ運動 ○広報活動
10	○児童の情報交換	○学校生活アンケート ○あけぼの学習発表会	○広報活動
11	○児童理解研修 ○児童の情報交換	○人権月間（集会） ○青海中人権集会 ○Q U 検査 ○教育相談 ○言葉遣い運動	○入学説明会 ○広報活動
12	○学校評価（後期） ○児童の情報交換	○2学期の振り返り ○あいさつ運動（1年） ○ファミリーデー	○学校評価保護者アンケート ○保護者懇談会 ○広報活動
1	○児童理解研修 ○児童の情報交換	○心の健康チェック ○あいさつ運動（2年）	○あいさつ運動 ○広報活動
2	○児童の情報交換	○人権月間 ○移行学級・体験入学 ○学校生活アンケート ○教育相談 ○卒業、進級に向けた取組 ○ファミリーデー	○学校評議委員会 ○広報活動
3	○児童理解研修 ○新年度体制づくり	○6年生を送る会 ○年度の振り返り ○あいさつ運動（5年） ○卒業式	○保護者懇談会 ○広報活動 ○卒業式